

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年1月14日
【会社名】	株式会社ストリーム
【英訳名】	Stream Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 劉 海 涛
【本店の所在の場所】	東京都港区芝二丁目7番17号
【電話番号】	(03)6858-8189
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 土 屋 敏
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝二丁目7番17号
【電話番号】	(03)6858-8189
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 土 屋 敏
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 9,009,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 309,309,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少しません。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】**第1【募集要項】**

1【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	715個(新株予約権1個につき10株)
発行価額の総額	9,009,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり12,600円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年1月30日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ストリーム 管理本部
割当日	平成26年1月30日
払込期日	平成26年1月30日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 神田支店

(注) 1 当該新株予約権証券を、以下、本新株予約権といいます。

- 2 本新株予約権については平成26年1月14日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 3 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法により本新株予約権の全てを本有価証券届出書記載の割当予定先に割り当てます。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 4 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。なお、申込期間内に申込みがなされなかった場合には、割当予定先の割当を受ける権利は消滅し、割当予定の新株予約権は失権します。また、この場合、再募集は行いません。
- 5 振替期間の名称及び住所
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 6 なお、当社株式は、平成26年1月31日(金)を基準日として、1株につき100株の割合をもって分割することとなります。株式分割を反映した新株予約権1個当たりの発行株数は、1,000株となります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ストリーム 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式制度は採用していません
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式7,150株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は10株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、42,000円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当の場合を含む。)、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2)号からまでの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号からにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>300,300,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成26年1月31日から平成27年1月30日までとする。(但し、平成27年1月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社ストリーム 管理本部 東京都港区芝2-7-17</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 神田支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込価額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みにに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

(注) 1. 新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければ

ならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

4. 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

() 行使停止要請条項

本新株予約権には行使停止要請条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により行使停止要請が可能である。

本新株予約権者に2週間前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することが出来ない期間を指定することができます。

行使停止要請可能な新株予約権は未行使の本新株予約権の全部又は一部に対して可能となります。

行使停止要請可能な期間は割当日から行使期間満了日の1ヶ月前までであり、この要件を満たす限り行使停止要請期間に制限はありません。

行使停止要請の回数に制限はなく、かつ同時に複数の行使停止要請を行うことができます。

当社は、本新株予約権者に書面で通知することにより、行使停止要請期間の満了日前に行使停止要請の解除が可能です。

当該行使停止要請条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。

また、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合には、この条項を発動することによって、希薄化の程度を抑制することが可能となります。

() 取得条項(当社の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能である(当社の要請による取得)。

本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めるときは、本新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。なお、取得条項は、別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しております。

() 取得請求(本新株予約権者の要請による取得)

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、新株予約権者の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求が可能である(本新株予約権者の要請による取得)。

新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60取引日連続して行使価額の42,000円を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して2週間後の日において、本新株予約権1個あたり12,600円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。

ただし本新株予約権者からは、会社の危機的状況等不測の事態が生じない限り、残存する本新株予約権の全部又は一部の取得請求を行わない旨の表明を受けております。

() 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領となっております。

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

本新株予約権の買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本有価証券届出書に規定する内容について、読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (2) 「(2)新株予約権の内容等」については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

6. 当社株式は、平成26年1月31日(金)を基準日として、1株につき100株の割合をもって分割することとなります。株式分割を反映した新株予約権1個当たりの発行株数は、1,000株となり、本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式715,000株となります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
309,309,000	3,133,000	306,176,000

(注) 1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額(9,009,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(300,300,000円)を合算した金額であります。

2 発行諸費用の概算額には、第三者意見取得のための弁護士費用、有価証券届出書等及び開示資料にかかる作成及び作成された書類が金融商品取引法及び関連諸法令に準拠しているかどうかのレビュー支援業務の費用(株式会社ベネフィットコンサルティング、東京都目黒区下目黒二丁目21番15号、代表取締役 山口誠)、登録免許税、反社会的勢力との関連性調査費用(株式会社セキュリティ&リサーチ、東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田 寿次)、新株予約権の算定費用(エースターコンサルティング株式会社、東京都渋谷区渋谷1丁目17番1号、代表取締役 山本 剛史)が含まれております。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

4 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

(2) 【手取金の使途】

資金使途の具体的な使途及び支払予定時期については、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
新規事業(ネット通販支援事業) インフラ投資資金	150,000,000	平成26年2月～平成27年1月
運転資金(仕入資金)	156,176,000	平成26年4月～平成27年1月
合計	306,176,000	

(注) 1. 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2. 資金使途の内容は、以下のとおりです。

新規事業(ネット通販支援事業) インフラ投資資金

当社は、これまでインターネット通販事業として自社サイトであるECカレント、イーベスト、特価COMの運営を行っていくなか、自社内にシステムの開発体制を持ちシステム構築を行い、ワークフロー管理システムによる業務管理との連動により、インターネット通販業務の運営を効率的に行うための業務設計とシステム構築のノウハウを有するに至っております。このノウハウを生かすべく、他社のインターネット通販運営会社に対する支援サービス業務を新規事業として本格的に立ち上げることいたしました。

なお、新規事業であるネット通販支援事業を効率的に運用していくためのインフラ投資資金(システム開発及びインフラ整備費用)として具体的な資金使途の内容は以下になります。

a. 現行ECシステムの標準化

現在、当社が使用しているECシステムを支援先が容易に使用できるようにするため、操作画面やシステム間でのデータ連携の見直し及び処理速度の改善を行うための調査とプログラム修正等を行います。

- ・実施内容：ユーザーインターフェース改修、システムインターフェース改修、処理性能の向上等
- ・実施期間：平成26年2月～同年6月
- ・使用資金：14,000,000円

b. ECシステムの運用代行パッケージ開発

ECシステムの標準化にあわせて他社のネット通販を効率よく運営していくため、顧客からの問い合わせに対応する機能や、受託先にあわせた業務フローの管理システム、複数のECサイトを一元管理する機能、ECシステムの操作手順を画面上で閲覧、管理できるようにする機能等を開発しパッケージ化していきます。

・実施内容：システム間連携統合、問い合わせ管理機能、入金照合管理機能、業務フロー管理機能、モール型ECサイト運営管理機能、外部ECサイト運営管理機能、受託先管理機能、検索エンジン最適化機能、マニュアル管理機能、操作手順ドキュメント作成等

・実施期間：平成26年2月～平成27年1月

・使用資金：175,000,000円

c. 基幹システム開発

ECシステムとの連携やパッケージ化を効率よく行うため、当社が現在使用している基幹システムの見直しとアップグレードを行います。

・実施内容：基幹システムの改修、基幹システムのアップグレード等

・実施期間：平成26年3月～同年8月

・使用資金：57,000,000円

d. インフラ整備

新規事業立ち上げのための開発等により、現在使用しているサーバーやネットワーク機器だけでは対応が出来なくなると見込めるため、サーバーを含むネットワーク機器の増設が必要と考えております。

・実施内容：サーバー機器及びネットワーク設備の増設等

・実施期間：平成26年5月

・使用資金：55,000,000円

上記金額のうち、本新株予約権の発行と同時に発行を行う本新株式の発行にて調達する資金151,000,000円をネット通販支援事業の核となる「a. 現行ECシステムの標準化」及び「b. ECシステムの運用代行パッケージ開発」の中で計画の前半に開発が必要な部分に優先的に充当し、残額150,000,000円について、本新株予約権の発行により賄う予定となりますが、権利行使の判断は、割当予定先が専ら行うため、新株予約権の行使状況によっては必要とする資金を得られない可能性もあることから、当社の計画通りに権利行使がなされず調達資金が予定より減少した場合には、「b. ECシステムの運用代行パッケージ開発」の中で計画の後半で開発する「業務フロー管理機能」「検索エンジン最適化機能」「マニュアル管理機能」「操作手順ドキュメント作成」の計画見直しや「c. 基幹システム開発」、「d. インフラ整備」に関しては既存の設備を一部見直す等により運用を行っていく予定です。また、権利行使期間中に本新株予約権の行使が、全く行われなかった場合においては、上記計画の見直し及び別の資金調達方法の検討を行いながら新規事業への取り組みは遂行していく考えです。

運転資金(仕入資金)

当社が属する家電小売業界では、大手量販店・インターネット通販業者間のシェア争いが、熾烈な価格競争・出店競争に繋がっており、厳しい市場環境に晒されました。当社もこれらの影響を大きく受け、主要販売商品である家電製品やパソコン、デジタルカメラ等の販売が大きく落ち込み、前連結会計年度においては1,054百万円の営業損失を、当第1四半期連結累計期間において141百万円の営業損失を計上いたしました。

しかしながら、最近のインターネット関連市場につきましては、スマートフォン及びタブレット端末等の急激な普及により、市場は成長、拡大を続けています。当社もこのような景況の影響を受けるとともに、効率的な販売促進を図るための組織改編や市場価格に迅速に対応できるシステムの構築等を行った結果、当第2四半期連結累計期間において164百万円の営業損失(当第2四半期連結会計期間は23百万円の営業損失)、また当第3四半期連結累計期間においても商品仕入改善強化による取扱アイテム数増加や効率的な販売施策の促進等に取り組んだ結果187百万円の営業損失(当第3四半期連結会計期間は22百万円の営業損失)と損失額は累計されていますが、四半期連結会計期間ベース(3ヶ月ベース)では損失額が縮小しております。今後、この主力であるインターネット通販事業の収益を安定的に伸ばし、黒字転換を図るためには、今以上の取扱商品数の拡充、それに向けての仕入在庫拡充を図る必要があり、そのために調達した資金を使用する予定です。

具体的な運転資金の使途といたしましては、本新株予約権の発行と同時に発行を行う本新株式の発行によって得られる資金147,698,000円については平成26年2月にお客様からの注文に対する即納商品数の拡充を目的とした仕入のために使用し、本新株予約権の発行による調達資金については、権利行使の判断は、割当予定先が専ら行うため、行使状況によって当初の計画どおりの資金調達ができない可能性もあることから、行使状況を考慮しながら、上記同様に即納商品数の拡充或は繁忙期である7月及び12月の仕入れ拡大に伴う買掛金の支払いに充当する予定です。

なお、具体的な権利行使のタイミング及び数量については、回答を得ることが出来なかったものの、割当予定先からは本新株予約権の権利行使のタイミングにつきましては権利行使時の株価や出来高に依拠することなく、適宜権利行使を行うことについての説明を口頭にて伺っておりますが、原則行使は割当予定先の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する資金については権利行使状況により決定されます。そのため本新株予約権の行使により調達する資金に変更もあり得ることから、その場合には資金使途の内容及び支出期間についての変更や間接金融による別の資金調達方法を模索することを想定しております。

なお、割当予定先からは本新株予約権の権利行使のタイミングにつきましては、具体的な権利行使のタイミング及び数量については、回答を得ることが出来なかったものの、権利行使時の株価や出来高に依拠することなく、適宜権利行使を行うことについての説明を口頭にて伺っておりますが、原則行使は割当予定先の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する資金については権利行使状況により決定されます。なお、本新株予約権の行使による資金については、新規事業(ネット通販

支援事業) インフラ投資資金の「c. 基幹システム開発」「d. インフラ整備」、「b. ECシステム運用代行パッケージ開発」の中の「業務フロー管理機能」「検索エンジン最適化機能」「マニュアル管理機能」「操作手順ドキュメント作成」の順に優先的に充当し、その余剰部分を運転資金(仕入資金)として繁忙期である7月及び12月の仕入れ拡大に伴う仕入資金に優先的に充当することを想定しておりますが、本新株予約権の行使により調達する資金に変更もあり得ることから、その場合には、上記及び行使額の範囲に縮小させる、または資金使途の内容及び間接金融による別の資金調達方法を模索することにより当社の業績に与える影響は限定的とすることが可能であり事業の継続性には支障がないと想定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は平成26年1月14日の取締役会決議により本新株予約権の第三者割当と並行して、以下の概要にて第三者割当による新株式の発行を決議しております。なお、当社株式は、平成26年1月31日(金)を基準日として、1株につき100株の割合をもって分割することとなります。株式分割を反映した発行株数は715,000株となります。

(第三者割当による新株式の発行)

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式7,150株
(2) 発行価格	1株につき42,000円
(3) 発行価額の総額	300,300,000円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額 1株につき21,000円(総額150,150,000円) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(5) 募集方法	第三者割当の方法による
(6) 申込期日	平成26年1月30日
(7) 払込期間	平成26年1月30日
(8) 割当予定先及び割当株数	Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited 7,150株(300,300千円)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited
	本店の所在地	Rooms 2003-06, 20/F, Shui On Center, 6-8 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong
	代表者の役職及び氏名	Director Zhang Bingxin
	資本金	1万香港ドル
	事業の内容	投資事業及び5173グループの中国におけるゲーム事業の統括
	主たる出資者及びその出資比率	5173.Com Holdings Limited 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	国内の主たる事務所の責任者氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成14年にインターネット通販事業に本格参入した後、家電・PCインターネット通販の一社として業容を拡大して参りました。平成17年には株式会社ベスト電器とのフランチャイズ契約を締結し、家電製品の取り扱いを拡大した

ほか、平成21年には株式会社イーベストの子会社化及び株式会社特価COMの設立(株式会社ソフトクリエイトからインターネット通販事業部門を譲受)をするなど、インターネット通販事業の基盤強化を図って参りました。

しかしながら、当社が属する家電小売業界では、大手量販店・インターネット通販業者間のシェア争いが、熾烈な価格競争・出店競争に繋がっており、厳しい市場環境に晒されました。当社もこれらの影響を大きく受け、主要販売商品等の販売が大きく落ち込み、数期にわたっての当期純損失を計上いたしました。

そのような環境のなか、最近のインターネット関連市場につきましては、スマートフォン及びタブレット端末等の急激な普及により、市場は成長、拡大を続けています。当社もこのような景況の影響を受けるとともに、市場価格に迅速に対応できるシステムの構築や商品仕入改善強化による取扱アイテム数増加及び効率的な販売施策の促進等に取り組んだ結果、営業損失額は累計されていますが、四半期連結会計期間ベース(3ヶ月ベース)では損失額が縮小しております。今後、当社においてさらなる収益基盤の確立を行い、早期の黒字化を行うためには既存事業であるインターネット通販事業の収益の安定化と当社が今までに築き上げてきたインターネット通販オペレーションシステムを他社に提供していくという新規事業立ち上げによる収益源の多角化が喫緊の課題となっております。

このような状況において、当社はこれらを実行するための資金調達を検討する中、金融機関からの新規融資や公募増資及び第三者割当増資等を含めあらゆる手段での資金調達の方法を検討してまいりましたが、当社の現状においては、数期にわたり当期純損失を計上する厳しい状況にあり、資金調達の方法は限られたものとなっております。そこで当社が主に直接金融の方式により資金調達を行うための協議を複数の候補先と進めていく中で、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedと具体的な協議を進めていくこととなりました。

今般の割当予定先を選定した経緯につきましては、以下のとおりです。

Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited

Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited は、2003年に設立された、バーチャルデジタル製品を取扱うECサービスサイトを運営する企業である5173.com Holdings Limited (Cricket Square Hutchins Drive, P.O.Box 2681Grand Cayman, KY-1-1111,Cayman Island、Director Zhang Bingxin)の100%子会社であり、5173.com Holdings Limitedのグループにおいて、中国で展開するゲーム関連事業を統括する中心的な持株会社です。また、5173.com Holdings Limitedの運営するサイトは、ネットゲームのバーチャルアイテムやネットで使用できるポイント等を高い安全性及び高い信頼性で売買できるプラットフォームを開発し、中国国内ネットゲームユーザーに当該サービスを提供しています。

また、5173.com Holdings Limitedの代表者は当社社長の親族が経営していた会社に従事されていた方の血縁であり交流もあったことから、互いの企業の状況に関する相談を行っていたところ、資金調達により得た資金を投下し、収益基盤の再構築を行いたい当社の意向と、5173.com Holdings Limitedが、ECサービスサイトの事業以外にも、中華圏に7千万人以上の会員をベースにモバイルソーシャルゲームの事業を立ち上げていることから、モバイルソーシャルゲーム先進国の日本からゲームコンテンツの輸入及び日本のコンテンツメーカーとの中国での事業展開を計画し、その戦略において、当社との関係強化を図りたいと考えていることから、当社として割当予定先として選定することを判断いたしました。

なお、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedが、割当予定先となった経緯につきましては、5173.com Holdings Limitedの代表者と協議を図ったところ、同社のグループ戦略上、海外企業に対する投資は子会社であるLicheng (H.K.)Technology Holdings Limitedにて引き受けたいということとなったため、当社としても、これに応じたものであります。

なお、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedの割当の一部を新株予約権とした理由としましては、一度に一定金額以上の出資をする場合は社内手続きに時間がかかること、出資金の一部は平成26年2月以降に振り込まれる予定の子会社からの配当金を使用したいとする意向等があり、当社としては調達資金の使用計画を調整することにより、すべての資金が計画当初から必要ではなくなる点を踏まえ、他の資金調達の方法、及び割当予定先の候補先が限られているという当社の置かれている現状を勘案した結果、割当予定先の意向を踏まえ、割当予定先としては一度に資金を拠出する新株予約権だけではなく、割当予定先の想定するタイミングにて払い込みができる新株予約権の発行を併用することといたしました。また、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedの権利行使のタイミングにつきましては、具体的な権利行使のタイミング及び数量については、回答を得ることが出来なかったものの、権利行使時の株価及び出来高に依拠することなく、適宜権利行使を行うことについての説明を口頭にて受けております。

なお、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedの意向を踏まえ、当社として検討した結果、当社としても当該提案を上回る条件での提案が他の提案先からはなかったこと、新株予約権の権利行使のタイミングにつきましては、権利行使時の株価及び出来高に依拠することなく、適宜権利行使を行うことについての説明を口頭にて受けることができたことから、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedの意向を受け、割当予定先に選定を行っております。

d 割り当てようとする株式の数及び払込金額

Licheng (H.K.)Technology Holdings Limited 7,150株(715個) 300,300,000円

e 株券等の保有方針

割当予定先の保有方針につきましては、少なくとも2年以上の中長期にわたる期間、当社株式を保有する旨の説明を平成25年12月20日に口頭にて伺っております。

なお、本新株予約権の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の銀行口座の残高が確認できる資料の写しを確認し、銀行口座の残高の金額が、本新株式の発行価額及び本新株予約権の発行価額総額を上回る預金残高を保有すること確認いたしました。

また、割当予定先の保有する資金につきましては、自己資金及び香港の金融機関である工銀亜州からの借入れ(借入日:平成25年11月4日、借入金額:4百万米ドル、金利:1.6%、返済期日:平成26年11月3日)による払込みである旨伺っております。

また、新株予約権の権利行使における払込金額、及び割当予定先の保有資金の借入金の返済に関しては、割当予定先の子会社である金華利誠からの配当金を予定しており、また、当該配当金については、前期については割当予定先の株主であるLicheng Information Technology Ltd.(BVI)にも、支払うこととしたものの、当期については、Licheng Information Technology Ltd.(BVI)の資金需要がないことから、金華利誠からの配当予定金額については全額、割当予定先の内部留保資金することを伺っております。また、金華利誠の財務諸表、及び金華利誠の銀行残高が確認できる資料の写しも確認しており、自己資金として十分な額の現預金を2013年11月期の財務諸表にて確認しており、また金華利誠が16百万ドル以上の配当をする申請手続を行うことも当社として口頭にて伺っております。

上記のことから、割当予定先の払込みに要する資金等の状況について確認しており、割当予定先の払込みに要する資金等を保有していることから、失権の可能性はないと考えております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及び割当予定先の出資者が反社会的勢力との一切の関係を有していないことを示す確認書を割当予定先より受領し、割当予定先に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。また、上記とは別に、割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員及び出資者が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号 代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先について反社会的勢力の影響を受けている事実は確認できませんでした。また、割当予定先の役員及び出資者についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、割当予定先等と反社会的勢力との関係は確認できないことから、その結果、当社として、割当予定先等は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価格の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の発行価格の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関(エースターコンサルティング株式会社、東京都渋谷区渋谷1丁目17番1号、代表取締役 山本 剛史)の算定の結果である6,532.01円を踏まえ、割当予定先と協議の結果、12,600円と致しました。

なお、第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価46,500円(平成26年1月10日の終値)、権利行使価額42,000円、ボラティリティ13.47%(平成23年12月から平成25年12月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間1年、リスクフリーレート0.080%(評価基準日における1年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき6,532.01円との結果を得ております。

また、割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日(1年後または取得条項発動14日後)に時価が行使価額以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとすると、既存で発行している新株予約権に加え、有利な代替資金調達方法を採用することによって、更なる希薄化を招くことになり、既存株主の権利を毀損することになることから、新たな資金調達の選択肢が限られることとなります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の査定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。具体的には、代替資金調達コストは55.256%(修正CAPMにより算定した株主資本コスト1.576%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた数値)としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額42,000円に代替資金調達コスト分23,207円を加えた65,207円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行金額と同額での本新株予約権の取得が可能としております。

また、自社が現時点において想定しているコール発動水準(コール発動水準について、当社は他の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず権利行使が行われないなどの場合に発動することを想定しております。)と異なる水準、つまり株価が65,207円となるとコールが発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的にコール発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価

値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自らが現時点において想定しているコール発動水準と異なるコール発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。割当決議日前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合は、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が29,399.16円程度高く評価されております。

また、本新株予約権の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日（平成26年1月10日）までの直前6ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値を基準として算定しましたのは、当社としましては、特定の一時点の株価を基準とするよりも、一定期間の平均値という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであり、また、当社の四半期業績は、季節変動要因による影響を受けやすいことから、通期業績予想の影響が反映されているものと考えられる理由により、平成25年8月29日に開示致しました「特別損益の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」による株価の影響が反映された6ヶ月平均値が当社の実態に則したものであると判断しております。算定に際しては、株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり3株（最近1年間の日次売買高の平均値である23株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の25%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%～50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。なお、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令により25%から100%と変更されておりますが、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の趣旨は、「市場の公正性・健全性が損なわれないよう万全の措置が必要」というところであり、時限延長されたにすぎない条項の数値を主に勘案することは査定結果の統一性に影響を与えることにもなるので好ましくはないとも考えられることから、条項の数値の違いによって算定における流動性の仮定に影響するものではないと判断いたしました。

行使価額については、新株式の発行価額と同値であり、本第三者割当に関する取締役会決議日の前営業日（平成26年1月10日）までの直前6ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値45,398円から7.48%ディスカウントした金額である42,000円といたしました。

上記算定根拠より算出された本新株予約権1個につき6,532.01円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしている当社の考えから、時価相当であると判断しております。

ついでには、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、エースターコンサルティング株式会社が行った、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果が合理的であると当社は判断しております。

また、本新株予約権の1個当たりの払込金額12,600円につきましては、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社であるエースターコンサルティング株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価格が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断をしております。

また、当社監査役4名全員もエースターコンサルティング株式会社は、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、エースターコンサルティング株式会社は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関してエースターコンサルティング株式会社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を上回る払込金額を決定していることにより、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるという判断をしております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成26年1月14日に有価証券届出書を提出した第三者割当により発行される新株予約権の行使に基づく株式、及び新株式の発行に伴う希薄化の割合は、平成26年1月14日現在の当社普通株式の発行済株式総数42,750株より自己株式2,953株を差し引いた39,797株、及び議決権の数39,797個に対し、35.93%となります。

これらのことから、希薄化率が25%を超えることから、大規模な第三者割当に該当するものと考えております。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)

劉 海濤	東京都千代田区	16,000	40.20	16,000	29.58
Licheng (H.K.) Technology Holdings Limited	Rooms 2003-06, 20/F, Shui On Center, 6-8 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong			14,300	26.43
(株)ベスト電器	福岡市博多区千代6 - 2 - 33	12,540	31.51	12,540	23.18
劉 琴代	東京都豊島区	1,000	2.51	1,000	1.85
日本システム開発 (株)	大阪市中央区北久宝寺 町4 - 3 - 8 - 812	936	2.35	936	1.73
作佐部 光浩	東京都荒川区	900	2.26	900	1.66
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅 場町1 - 2 - 10	824	2.07	824	1.52
劉 海燕	東京都豊島区	600	1.51	600	1.11
劉 海波	東京都豊島区	600	1.51	600	1.11
(株)セキド	東京都新宿区新宿3 - 1 - 24	520	1.31	520	0.96
東プレ(株)	東京都中央区日本橋3 - 12 - 2	499	1.25	499	0.92
計		34,419	86.49	48,719	90.06

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成25年7月31日時点の株主名簿及び大株主より提出された大量保有報告書に記載された数値を基準として記載しております。
2. 本有価証券届出書提出日現在（平成26年1月14日）の発行済株式総数は42,750株であります。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。
4. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成26年1月14日付で有価証券届出書を提出した新株式の発行及び本新株予約権の行使により増加する株式数を加算しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

平成26年1月14日付で有価証券届出書を提出した新株式の発行及び本新株予約権の行使による株式の発行規模は、議決権個数39,797個に対し35.93%の希薄化が生じます。

これにより既存株主の皆様におきましては、大幅に株式持分及び議決権比率が低下することから、既存株主様の株式価値が低下すると考えております。

また、割当予定先であるLicheng (H.K.)Technology Holdings Limitedにつきましては、少なくとも2年以上の中長期にわたる期間、当社株式を保有する旨の説明を平成25年12月20日に口頭にて伺っております。

以上のとおり、発行した株式が売却されることとなる場合、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。このような状況下において、本第三者割当を行うこととした経緯としましては、当社としては、収益基盤の確立を行い、平成27年1月期第2四半期の黒字転換を行うためには、新たな資金投下により、当社の既存事業であるインターネット通販事業の収益の安定化と当社が今までに築き上げてきたインターネット通販オペレーションシステムを他社に提供していくという新規事業立ち上げによる収益源の多角化が必要であると考えておりますが、新規事業の確立に加え、本新株予約権の資金使途である事業存続のための運転資金の確保が必要であると判断いたしました。この状況下において、資金調達を検討する中、金融機関からの新規融資や公募増資及び第三者割当増資等を含めあらゆる手段での資金調達の方法を検討してまいりましたが、当社の現状においては、数期にわたり当期純損失を計上する厳しい状況にあり、資金調達の方法は限られたものとなっております。具体的には、間接金融による資金調達については、数期にわたり当期純損失を計上している状況であることから、金融機関からの新規融資は困難な状況であり、金融機関からの理解を得ることができませんでした。そこで、直接金融による資金調達を検討するにあたり、公募増資については、同じく数期にわたり当期純損失を計上している状況であることから、十分な応募が期待できないことは明白であり、実現可能性が低いと判断いたしました。株主割当増資やライツイシューについても前述の厳しい財務状況に加えて、ここ数年配当が実施できていないことから実現可能性が低いと判断いたしました。そして、直接金融の方法の中でも、第三者割当増資の方法を主眼として検討せざるを得ないとの判断に至りました。また、新株予約権付社債の発行につきましては、社債が転換されることの無かった場合、当社に償還義務が生じる可能性があることから、選択肢とし

て見送ることいたしました。そこで当社の資金需要を勘案し、時間的に限られた状況の中で第三者割当増資を検討するにあたり、Licheng (H.K.)Technology Holdings Limitedとの協議を行い、今般の割当予定先を引受先として本第三者割当を決定いたしました。

なお、本第三者割当が新株式の発行と新株予約権の併用となった経緯につきましては、割当予定先より、一度に一定金額以上の出資をする場合は、社内手続きに時間がかかること、出資金の一部は平成26年2月以降に振り込まれる子会社からの配当金を使用したいとする意向等があることから、第三者割当の一部を新株予約権にて行うこととしたいとの説明がありました。当社としては調達資金の支出計画を調整することにより、すべての資金が計画当初から必要ではなくなる点を踏まえ、他の資金調達の方法、及び割当予定先の候補先が限られているという当社の置かれている現状を勘案した結果、割当予定先の意向を踏まえ、割当予定先としては、一度に資金を拠出する新株式だけではなく、割当予定先の想定するタイミングにて払い込みができる新株予約権の発行を併用することいたしました。

割当予定先からは権利行使のタイミングにつきましては権利行使時の株価や出来高に依拠することなく、適宜権利行使を行うことについての説明を口頭にて伺っておりますが、原則行使は割当予定先の判断によるため、本新株予約権の行使により調達する資金については権利行使状況により決定されます。そのため本新株予約権の行使により調達する資金に変更もあり得ることから、その場合には資金使途の内容及び支出期間についての変更や、本株式の発行により調達した資金を充当することで、収益の改善を行い、その結果として金融機関からの評価を上げることにより、間接金融による別の資金調達方法を模索することを想定しております。

本第三者割当に伴い、既存株主様におかれましては、株式持分及び議決権比率の低下並びに1株当たりの純資産額が変動いたします。

しかしながら、前述のとおり当社グループは四半期連結会計期間ベース(3ヶ月ベース)では損失額が縮小しているものの、今後早急に黒字化を図るためには主力であるインターネット通販事業の収益安定化と、喫緊の課題である新規事業の拡大を進めていくという事業基盤の確立が必要であり、そのためには本第三者割当による自己資本の充実が必要不可欠であると考えております。事業基盤の確立を推進する本第三者割当により、株式の希薄化を伴うものの、それにより当社の収益性の向上や財務体質の強化につながるものと考えており、それらが当社の企業価値向上をもたらす、既存株主様に対する株主価値の向上に大いに寄与すると考えております。

よって、既存株主への影響についても踏まえた結果、本第三者割当並びに、調達する資金使途は合理的であるものと当社取締役会として判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

平成26年1月14日付で価証券届出書を提出した新株式の発行及び本新株予約権の行使により、当社株式は25%以上の大幅な希薄化が生じることになることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。そこで、当社は、当社社外監査役3名に加え、当社と利害関係の無い弁護士である伊礼勇吉氏(伊礼総合法律事務所)による委員会(以下、「独立委員会」)を組成し、本第三者割当を実施することの必要性及び相当性について意見を諮問し、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。当社としては、株主総会による株主の意識確認の手続きを経ることにより、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要するため、手続きの迅速性を考慮したこと、及び臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きを経ることなく、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することいたしました。

また、当社は、独立委員会に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本第三者割当に係る募集株式発行の目的及び理由(割当予定先の選定理由、本提携の内容、第三者割当の方法による理由や他の資金調達手段との比較を含みます。)、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、各委員それぞれからの質問事項に関して説明を行い、独立委員会はこれを踏まえて慎重に検討を行いました。

その結果、独立委員会は、当社の取締役会に対して、本第三者割当は、当社の事業環境、経営方針、事業計画、資金繰り、財政状態、株式市場の動向等を総合的に勘案したものであることと認められることから、本第三者割当は当社にとって必要であると認められること、本第三者割当の発行方法は、他の資金調達手段との比較においても相当であると認められること、及び本第三者割当の発行価額その他の発行条件は、他の資金調達手段においても、相当であると認められることとの意見を平成26年1月13日付の意見書において述べております。

以上の経緯を経て、当社取締役会は、独立委員会から提出された意見を踏まえ、審議を行い、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

<当社が尊重した独立委員会からの調査報告書の意見>

1. 資金調達の必要性

調達資金は、新規事業であるインターネット通販事業に参入を志向する会社への支援サービス業務に係るネット通販支援事業の立ち上げ資金、既存のインターネット通販事業の収益を安定的に伸ばすための取扱商品数の拡充、それに向けての仕在庫拡充のための資金、並びに運転資金ということで具体的に予定されており、また、かかる資金使途は、数期にわたり当期準損失を計上している状況から脱却を図るため、及び、貴社の中長期的な企業価値の向上のためには必要であると考えられます。

したがって、資金調達の必要性は認められるものと思えます。

2. 今回採用するスキームの相当性

(1) 本第三者割当について

ア 新株発行について

貴社は、厳しい財務状況にあることに加え、直近の数期にわたり当期純損失を計上してきたこと等を考慮すると金融機関及び一般投資家の理解を得ることは容易ではなく、貴社が希望する条件による資金調達は実現困難であるから、金融機関等からの借入による間接金融又は社債等による調達はやむを得ない方法ではないと考えられます。また、同様の理由により、公募増資、株主割当による調達についても、必要な資金が集まるかが不透明であり、実現可能性は低いものと考えられます。そのため、貴社の資金需要を満たすためには第三者割当によるエクイティ・ファイナンスが合理的であるといえます。そして、貴社の財務状況からして、迅速な資金調達が望まれるところ、第三者割当によるエクイティ・ファイナンスの中でも、行使が約束されない新株予約権の発行にすべて依存することは適当ではなく、貴社の状況に照らせば、一定部分について新株発行によるエクイティ・ファイナンスを行わざるをえず、その方法によることは適切であるといえます。

イ 新株予約権の発行について

貴社においては迅速な資金調達が必要な状況ではありますが、これまで述べてきた貴社の現況に照らせば、増資に応じることを了承する先を探すことは容易ではなく、割当先の意向も踏まえざるを得ず、また、一部を新株予約権の発行による調達にすることによっても資金計画の調整により対応できることに鑑みれば、新株予約権を併用することも致し方ないものと考えます。

また、第三者割当による新株式の発行は、同時に1株当たり利益の希薄化を一時に引き起こすため、本案件において調達額のすべてが即時に必要とはいえない状況にあつては、一部を新株予約権の発行により調達することは、むしろ合理的とも評価できると考えます。

よって、貴社の資金需要をはじめ貴社の置かれた状況に照らせば、本案件のための資金調達手法として、新株式及び新株予約権の発行により本第三者割当増資を行うことについては相当性が認められるといえます。

(2) 割当先選定の相当性

貴社は、本件第三者割当の割当先としてLicheng (H.K.) Technology Holdings Limitedを選定しております。貴社においては迅速な資金調達が必要な状況であり、これまで述べてきた貴社の現況に照らせば、増資に応じることを了承する先を探すことは容易ではないものと思われま。そして、かかる状況においては、貴社の社長とLicheng (H.K.) Technology Holdings Limitedの親会社の代表者は当社社長の親族が経営していた会社に従事されていた方の血縁であり交流もあったことから、同代表者が従前から貴社を把握し、その事業を十分に理解しており、そのような相手を割当先として選定することは貴社の現況においては、現実的な方法であると思えます。

貴社によれば、民間調査会社への照会により、割当先について反社会的勢力との関与がない旨を確認しているとのことであり、かかる観点において検証済みであるといえます。

以上の理由から、割当先の選定においても相当性が認められるものと考えます。

3. 発行条件の内容の相当性

(1) 新株発行の発行価額について

日本証券業協会が新株の引受販売を行う協会員(証券会社)向けの自主ルールとして制定した「第三者割り当て増資の取扱いに関する指針」(以下「日証協ルール」という。)においては、「発行価額は、当該増資に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から発行価額を決定するために適当な期間(最長6か月)をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上とすることができる。」と規定されており、当該日証協ルールは、証券取引市場において広く認知されており、また、裁判例においても重要な判断基準として扱っているものといえます。

したがって、本件第三者割当の発行条件、すなわち、本件第三者割当が普通株式であることからその発行価額の相当性については、日証協ルールに沿うものか否かを基準に判断することが妥当と考えます。

そして、本件第三者割当の発行価額は、貴社において、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日までの直前6ヶ月間の東京証券取引所における貴社普通株式の終値の平均値から7.48%ディスカウントした金額である42,000円と決定し、当該発行価額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値から9.68%のディスカウントとなっております。

また、1か月、3か月及び6ヶ月の終値平均株価と比較しても10%のディスカウントの範囲内であるといえます。

以上の理由から、発行条件の内容の相当性が認められるものと考えます。

(2) 新株予約権の発行価額について

本新株予約権の発行価額の決定について、貴社は公正性を期すため、独立した第三者評価機関に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼し、かかる第三者評価機関の算定結果報告書において本新株予約権の公正価値とされた金額を、本新株予約権の発行価額としています。

同機関が採用しているモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法は、新株予約権の価値算定に一般的に用いられているもので、その算定方法は合理的なものであるといえます。また、算定書の記載内容において特段不合理な点は見受け

られないことを踏まえると、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適法性が認められるものと考えられます。

本新株予約権においては、取得請求により、割当先のオプションで、株価低迷時には発行価額での買取義務が生じるものの、他方で、行使停止要請条項及び取得条項により、貴社のオプションで、株式の希薄化を抑えることができる仕組みとなっており、割当先の意向も汲みながら、株主価値の保全を図る策は取られているといえ、かかる意味でも発効条件の内容の相当性は認められるものと考えます。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成26年1月14日)までの間において新たに以下の事業等のリスクが生じております。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであります。なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年1月14日)現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年1月14日)現在において当社グループが判断したものであります。

(大株主としての経営権について)

平成26年1月14日に提出致しました有価証券届出書の割当予定先であるLicheng (H.K.)Technology Holdings Limitedは、本新株式を発行し、更に新株予約権が全て行使された場合、発行後の総議決権数は、26.43%を占める大株主となります。当社としては、割当予定先と友好的な関係を構築しつつ、事業運営を推進する意向ではありますが、何らかの理由により、当社経営陣との意見の相違が生じた場合、大株主が生じることにより株主総会での議決権行使等が事業運営のガバナンスに影響を与える可能性が生じることとなります。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年1月14日まで)の間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

[平成25年4月25日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成25年4月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年4月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、劉 海濤、土屋 敏、小野浩司、緒方政信、関戸正実、福田 健の6名を選任する。

第2号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、K D A 監査法人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役6名選任の件				(注)	
劉 海濤	34,108	36	0		可決 98.9
土屋 敏	34,108	36	0		可決 98.9
小野浩司	34,108	36	0		可決 98.9
緒方政信	34,108	36	0		可決 98.9
関戸正実	34,108	36	0		可決 98.9
福田 健	34,107	37	0		可決 98.9
第2号議案 会計監査人選任の件	34,109	35	0	(注)	可決 98.9

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

[平成25年8月29日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 出資金売却益の計上について

当該事象の発生日

平成25年5月31日

当該事象の内容

当社の所有する出資金の一部を売却したことにより、出資金売却益を計上することといたしました。

当該事象の連結損益及び個別損益に与える影響額

平成26年1月期第2四半期の連結財務諸表及び個別財務諸表において出資金売却益118,882千円を特別利益に計上いたします。

(2) 解約違約金の計上について

当該事象の発生日

平成25年7月1日

当該事象の内容

当社が定期建物賃貸借契約を締結している物流倉庫の一部返却に伴う契約時直しにより、違約金が発生し、解約違約金を計上することといたしました。

当該事象の連結損益及び個別損益に与える影響

平成26年1月期第2四半期の連結財務諸表及び個別財務諸表において解約違約金29,442千円を特別損失に計上いたします。

(3) 関係会社株式評価損の計上について

当該事象の発生日

平成25年8月29日

当該事象の内容

当社が保有する関係会社株式のうち、実質価額が著しく下落した連結子会社株式について減損処理を実施し、関係会社株式評価損を計上することといたしました。

当該事象の個別損益に与える影響額

平成26年1月期第2四半期の個別財務諸表において、関係会社株式評価損24,160千円を特別損失に計上いたします。

なお、当該関係会社株式評価損は連結上消去されるため、連結損益に与える影響はありません。

(4) 連結子会社における過年度関税の計上について

当該事象の発生日

平成25年6月25日

当該事象の内容

在外連結子会社が当社からの輸入に係る関税について延滞税等が発生したため、過年度関税を計上することといたしました。

当該事象の連結損益に与える影響額

平成26年1月期第2四半期の連結財務諸表において過年度関税47,458千円を特別損失に計上いたします。

[平成25年11月25日提出の臨時報告書]

1 提出理由

当社は、平成25年11月22日開催の取締役会において、扶桑化学工業株式会社の子会社であります株式会社エックスワンの一部株式（発行済株式の80%）を扶桑化学工業株式会社から取得し、子会社化することについて、株式譲渡契約書を締結することを決議いたしました。

これにより、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 子会社の取得

(1) 取得対象子会社の概要

商号	株式会社エックスワン		
本店の所在地	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号		
代表者の氏名	代表取締役社長 中永 吉信		
資本金の額	50,000千円（平成25年2月28日現在）		
純資産の額	371,071千円（平成25年2月28日現在）		
総資産の額	647,760千円（平成25年2月28日現在）		
事業の内容	化粧品・健康食品の会員制無店舗販売		
取得対象会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益			

(単位：千円)

決算期	平成23年2月期	平成24年2月期	平成25年2月期
売上高	2,050,943	1,848,906	1,837,381
営業利益	56,471	35,101	4,485
経常利益	68,102	45,138	13,632
当期純利益	11,481	21,365	740

当社との関係

資本関係	記載すべき資本関係はございません。
人的関係	記載すべき人的関係はございません。
取引関係	記載すべき取引関係はございません。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社グループの中核事業である家電製品を中心とするインターネット通販事業において、家電小売業界の業況回復の遅れ、それに伴う価格競争の激化等により、厳しい状況が続いております。

こうした中、組織の再構築、業務の一層のシステム化により、更なる効率化を推進しております。また、今後の持続的な成長を目指すためには、新たな収益機会の獲得が必要なことから、事業領域の拡大の可能性やM&Aを含む新規事業への参入の検討を進めております。

株式会社エックスワンは、扶桑化学工業株式会社の連結子会社として化粧品・健康食品を中心とした自社開発の生活必需品の会員制無店舗販売事業を展開しております。

当社では、インターネット通販事業において、顧客管理、受注管理、債権管理及び物流システムを含むフルフィルメント部分で、高効率、ローコストオペレーションを実現しており、高い顧客満足度を得ています。このノウハウの提供による株式会社エックスワンの成長と、同社と当社グループとのフルフィルメント部分の統合等のシナジー効果が期待できるものと判断し、同社の経営権を取得することに至りました。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

取得対象子会社の取得価額の概算は、取得経費等その他費用を含め225,000千円を予定しております。

2. 特定子会社の異動

(1) 取得対象子会社の概要

名 称	株式会社エックスワン
住 所	東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 中永 吉信
資 本 金	50,000千円 (平成25年2月28日現在)
事業の内容	化粧品・健康食品の会員制無店舗販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 - 個

異動後 80,000個

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 - %

異動後 80%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

当社は、平成26年2月3日(予定)に株式会社エックスワンの株式の80%を取得し、同社を子会社化する予定です。同社の純資産額が当社の純資産額の100分の30以上に相当するため、同社は当社の特定子会社に該当することになります。

当該異動の年月日

平成26年2月3日(予定)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成24年2月1日 至 平成25年1月31日	平成25年4月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第3四半期)	自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日	平成25年12月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年4月24日

株式会社 ストリーム
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 山 宗 武 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 秀 仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 誠 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストリームの平成24年2月1日から平成25年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストリーム及び連結子会社の平成25年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ストリームの平成25年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ストリームが平成25年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 4月24日

株式会社 ストリーム
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 山 宗 武 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 秀 仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストリームの平成24年2月1日から平成25年1月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストリームの平成25年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年12月13日

株式会社ストリーム

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬 昌 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストリームの平成25年2月1日から平成26年1月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年8月1日から平成25年10月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年2月1日から平成25年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ストリーム及び連結子会社の平成25年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年11月22日開催の取締役会において、株式会社エックスワンの株式を取得して子会社とすることを決議し、同日、株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。